
沼田市水道事業 危機管理マニュアル

市民の水道水を確保するために

令和 6 年 8 月 改定

沼田市 上下水道経営課・上下水道整備課

目次

1	はじめに	- 2 -
2	基本事項	- 2 -
(1)	事故・災害の種類	- 2 -
(2)	水道事故災害対策本部	- 3 -
3	配置・出動	- 4 -
(1)	災害等の確認	- 4 -
(2)	災害等被害想定レベルの判断	- 4 -
4	災害対応	- 4 -
(1)	対応基準と主な対応内容	- 4 -
(2)	対応基準表	- 6 -
5	応急給水対策	- 6 -
(1)	地震災害及び自然災害	- 6 -
(2)	水質汚染事故	- 6 -
(3)	施設事故	- 6 -
(4)	管路事故	- 6 -
(5)	テロ	- 7 -
(6)	濁水	- 7 -
(7)	新型インフルエンザ等	- 7 -
6	応急復旧対策	- 7 -
(1)	地震災害及び自然災害	- 7 -
(2)	水質汚染事故	- 7 -
(3)	施設事故	- 7 -
(4)	管路事故	- 7 -
7	応援要請対策	- 8 -
(1)	地震災害及び自然災害	- 8 -
(2)	水質汚染事故	- 8 -
(3)	施設事故	- 8 -
(4)	管路事故	- 8 -
(5)	テロ	- 8 -
(6)	濁水	- 8 -
(7)	新型インフルエンザ等	- 8 -
8	関係機関協力体制	- 8 -
9	資料	- 9 -
(1)	優先給水	- 9 -
(2)	沼田市の水道事業	- 9 -
(3)	応急給水車両の能力	- 9 -
(4)	災害への対応	- 10 -
(5)	規模別の対応	- 11 -

初稿 令和3年10月
改定 令和4年 4月
改定 令和6年 8月

1 はじめに

本市の水道事業は、大正 14 年（1925）に県内では高崎市に次ぐ 2 番目、全国でも 50 番目の上水道として運用を開始した。水道施設は昭和初期から普及し始め、高度成長期に急速に拡大し、現在はライフラインとしての重要な役割を担っている。

その一方で水道事業を取り巻く環境は、今まで経験したことのない少子高齢化社会を迎え、人口減少による料金収入の減少、経年による施設の老朽化・耐震強度の不足、維持管理に欠かせない熟練技術者の欠如など、非常に厳しいものとなり、安心して安全な飲料水神話が崩れようとしている。

ひとたび災害が起きれば飲料水の供給が止まり、今まで当たり前のように使用していた水が使えなくなり市民生活に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、水道事業には災害に強い施設であることが求められており、浄水場の改築更新事業や管路の更新事業を早急に推し進める必要がある。

このマニュアルは、沼田市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び沼田市業務継続計画（以下「BCP」という。）に定めるもののほか、沼田市災害対策本部条例（以下「災害対策本部条例」という。）により、市民のライフラインである水道水を確保するための応急対策について定めるものとする。

2 基本事項

(1) 事故・災害の種類

本マニュアルにおける事故、災害は次の各項に定めるものとする。ただし、小規模な漏水等通常維持管理業務の範囲の事故は除く。

ア 地震による災害（以下「地震災害」という。）

地震により水道施設に大きな損害を受けた場合、若しくは水質に著しい影響を及ぼす事態の発生がある場合。

イ 風水害による災害（以下「自然災害」という。）

風水害により水道施設に大きな損害を受けた場合、若しくは水質に著しい影響を及ぼす事態の発生がある場合。

ウ 汚染物の流入、病原性微生物の発生等による水質汚染事故（以下「水質汚染事故」という。）

農薬等有害薬物の流入、又は病原性微生物の発生等により水質が水道水供給に大きな影響を及ぼすおそれがある場合。

エ 配水池・配水管の破断等施設損壊事故（以下「施設事故」という。）

水道施設の漏水、損壊事故（停電を含む）により 8 時間を超えて給水世帯 100 戸以上の範囲で著しい水圧の低下又は断水など広範囲に影響を及ぼすおそれがある場合。

オ 管路事故・給水装置凍結事故（以下「管路事故」という。）

管路の漏水、損壊事故、又は給水装置の凍結事故により 8 時間を超えて給水世帯 100 戸以上の範囲で著しい水圧の低下又は断水など広範囲に影響を及ぼすおそれがある場合。

カ 武力攻撃等の脅威（以下「テロ」という。）

テロ活動により給水の安全確保に影響が及ぶおそれがある場合。

キ 渇水による水源水量不足

渇水により安定した給水に影響が及ぶおそれがある場合。

ク 新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等の発生による人員不足等から、安定した給水に影響が及ぶおそれがある場合。

ケ その他の事故又は災害（以下「その他災害」という。）

上記以外の事故、災害により施設に甚大な被害がある場合。

(2) 水道事故災害対策本部

ア 水道事故災害対策本部の配備基準は、地域防災計画「第3章第2職員の動員」を準用する。

イ 水道事故災害対策本部の構成は、地域防災計画「資料編第1組織関係 1-4 災害対策本部の各部・各班の事務分掌」を準用する。

ウ 水道事故災害対策本部の組織・役割

本部長	市長	本部を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
総務班・広報班	総務部長	情報収集・連絡調整、広報・報道対応
給水班・復旧班	都市建設部長	応急給水対応、原因調査及び応急復旧対応

エ 業務の概要

本部長：設置の決定

事故対策本部総括

副本部長：設置の報告

人員把握

被害状況の把握

総務班：情報の集中管理

関係機関連絡調整（県食品・生活衛生課、日本水道協会関東地方支部）

応援要請及び応援団体への対応

問合せの対応（苦情電話等対応）

その他庶務

広報班：広報（原稿準備、広報車、防災行政無線、ホームページ等）

対策の記録

マスコミ対応（原稿準備・対応状況等連絡）

給水班：給水指揮に関すること

断水範囲の認定

給水停止

給水計画の実施

応急給水所、給水の必要量、給水時間の決定

給水に必要な器具、資材、車両及び人員の確保

復旧班：水道施設損壊箇所及び水質の調査

水道水の確保

水質検査

3 配置・出動

(1) 災害等の確認

上下水道経営課及び上下水道整備課職員は、事故又は災害の発生を確認した場合、若しくは通報を受けた場合、次の措置を行う。

ア 上下水道経営課及び上下水道整備課職員が確認した場合

(ア) 上司に報告し現地確認等指示を受ける。

イ 事故通報を受けた場合

(ア) 通報者の住所、氏名及び連絡先を確認する。

(イ) 通報内容を確認する。

- ・通報時間及び確認の時間並びに場所。
- ・内容（漏水、施設の損壊、水道水の異常等）。

(ウ) 上司に報告し現地確認を行うか等指示を受ける。

ウ 自然災害により被災のおそれがある場合

(ア) 地域防災計画「第3章第2職員の動員」の配備基準を準用し配置する。

エ 参集・連絡体制

(ア) 開庁時の場合

- ・通常勤務体制から警戒体制及び出動体制へ移行する。
- ・上下水道経営課長及び上下水道整備課長は都市建設部長へ報告し、指示を受ける。

(イ) 閉庁時の場合（時間外及び土・日・祝日）

- ・上下水道経営課長及び上下水道整備課長は災害等の情報又は宿・日直者からの連絡により出動し状況を把握の上、都市建設部長に報告し、都市建設部長は市長及び副市長へ報告し、指示を受けて職員を緊急招集する。

(2) 災害等被害想定レベルの判断

災害等の被害想定レベルは、次の区分による。

ア	レベル1（監視）	被害範囲の目安：29戸以下
イ	レベル2（警戒）	被害範囲の目安：30戸以上
ウ	レベル3（相当程度）	被害範囲の目安：100戸以上
エ	レベル4（重大な災害）	被害範囲の目安：300戸以上
オ	レベル5（甚大な災害）	被害範囲の目安：500戸以上

※ 被害範囲はあくまで目安であり、1地区以上が全域に亘る被害が発生した場合等は、レベル3と判断すること。

4 災害対応

(1) 対応基準と主な対応内容

ア レベル1

通常業務の範囲内での対応となるが、監視を要する。【通常業務】

イ レベル2

被害範囲が限定的で、影響の規模が比較的小さいとき。【通常業務】

- (ア) 都市建設部長は市長及び副市長に報告するとともに、連絡を密にし、連携強化及び情報収集に努める。
- (イ) 状況に応じ、上下水道経営課及び上下水道整備課職員を通常業務から事故対策業務に当たらせる。
- (ウ) 具体的な危険箇所又は被害発生が危惧される箇所の情報収集に努める。
- (エ) 想定される被害に対する対応計画を作成する。

ウ レベル3

レベル2を超え、市民生活への影響が相当程度あるとき。【水道事故災害対策本部業務】

- (ア) 市長は災害の状況により必要があると判断した時は、地域防災計画「第3章地震災害応急対策計画第1節応急活動体制の確立第1災害対策本部の設置」の定めにより、水道事故災害対策本部を設置し、水道事故の早期解決に向け指揮を執る。
- (イ) 総務部長は、水道事故災害対策本部が設置された時は総務課及び秘書課に班体を整えるよう指示するとともに、上下水道経営課長及び上下水道整備課長と緊急支援職員の人数等について協議し、各課所属長へ職員の出動を要請する。

エ レベル4

レベル3を超え、市民生活への影響が大きいとき。【水道事故災害対策本部業務】

- (ア) 都市建設部長は、緊急支援職員の応援だけでは復旧作業等に要する人員に不足が生じる場合「群馬県水道災害相互応援協定」等により、関係機関に応援を要請する。
- ※ 地震災害や自然災害により近隣市町でも被害が発生している場合は、日本水道協会群馬県支部を通じ県外事業者等の応援を要請する。

オ レベル5以上

被害が広範囲で市民生活への影響が甚大なとき。【災害対策本部業務】

- (ア) 災害対策本部設置後は、水道事故災害対策本部を閉じ、災害対策本部として活動する。
- (イ) 応援体制については、レベル4と同様とする。

(2) 対応基準表

体制	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
	監視	警戒	相当程度	重大	甚大
被害範囲 の目安	限定的		相当規模		広範囲
	29 戸以下	30 戸以上	100 戸以上	300 戸以上	500 戸以上
規模	比較的小さい		中程度の規模		大規模
本部			水道事故災害対策本部		災害対策本部
本部長			市長		市長
副本部長			副市長		副市長
事務局			上下水道経営課・上下水道整備課		
動員総数	10 名		10 名～20 名		地域防災計画による
応援体制			緊急支援職員		
			群馬県水道災害相互応援協定等		
			日本水道協会群馬県支部を通じた応援要請		

5 応急給水対策

(1) 地震災害及び自然災害

地域防災計画及びBCPに基づいて対策する。地域防災計画において定めのない事項については、群馬県地域防災計画に基づき対策する。

(2) 水質汚染事故

- ア 給水停止措置
- イ 応急給水応援の受入れ体制の確立
- ウ 応急給水所設置場所の決定（水源は近隣事業体とする）
- エ 非常用水源として個人井戸の把握
- オ 給水影響緩和措置（濁度測定、塩素消毒の強化）
- カ 被害程度により応急給水所の仮設配管手配
- キ 被害程度により他の水道事業体からの給水車配備

(3) 施設事故

- ア 応急給水応援の受入れ体制の確立
- イ 応急給水所設置場所の決定
- ウ 非常用水源として個人井戸の把握
- エ 被害程度により応急給水所の仮設配管手配
- オ 被害程度により他の水道事業体からの給水車配備

(4) 管路事故

- ア 応急給水応援の受入れ体制の確立
- イ 応急給水所設置場所の決定
- ウ 非常用水源として個人井戸の把握
- エ 被害程度により応急給水所の仮設配管手配
- オ 被害程度により他の水道事業体からの給水車配備

(5) テロ

- ア 情報連絡網の確認（国、県、警察、その他機関）
- イ 施設の安全確認（施設の保安、各施設の確認等）
- ウ 施設、水質監視体制の確立

(6) 渇水

- ア 市民への自主的節水の広報
- イ 減圧給水及び時間給水措置
- ウ 応急給水応援の受入れ体制の確立
- エ 応急給水所設置場所の決定
- オ 非常用水源として個人井戸の把握
- カ 被害程度により応急給水所の仮設配管手配
- キ 被害程度により他の水道事業者からの給水車配備

(7) 新型インフルエンザ等

沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「新型インフルエンザ等対策行動計画」という。）に基づいて対策する。新型インフルエンザ等対策行動計画において定めのない事項については、群馬県インフルエンザ等対策行動計画に基づき対策する。

6 応急復旧対策

(1) 地震災害及び自然災害

地域防災計画及びBCPに基づいて対策する。地域防災計画において定めのない事項については、群馬県地域防災計画に基づき対策する。

(2) 水質汚染事故

- ア 水質検査の実施（指定検査機関）
- イ 汚染された水の排水作業
- ウ 中和剤の混入
- エ 水源地、浄・配水設備の清掃、井戸の洗浄、導・送・配水管の洗管作業
- オ 給水開始前の水質検査の実施

(3) 施設事故

- ア 被害程度により応急給水所への仮設配管手配
- イ 水道施設の応急修理
- ウ 他の水道事業者の業務の割り振り
- エ 水源地、浄・配水設備の清掃、井戸の洗浄、導・送・配水管の洗管作業
- オ 電気計装室の修理、検査（電気・機械設備維持管理業者）
- カ 通水可能⇒停電解除まで自家発電継続（燃料補給）

(4) 管路事故

- ア 被害程度により応急給水所への仮設配管手配
- イ 管路の応急修理

- ウ 他 の 水 道 事 業 体 の 業 務 の 割 り 振 り
- エ 導 ・ 送 ・ 配 水 管 の 洗 管 作 業

7 応 援 要 請 対 策

(1) 地 震 災 害 及 び 自 然 災 害

地 域 防 災 計 画 及 び B C P に 基 づ いて 対 策 す る 。 地 域 防 災 計 画 に お いて 定 め の な い 事 項 に つ い て は 、 群 馬 県 地 域 防 災 計 画 に 基 づ き 対 策 す る 。

(2) 水 質 汚 染 事 故

- ア レベル 3 ・ 4 : 緊 急 支 援 職 員 へ の 応 援 要 請
- イ レベル 5 以 上 : 群 馬 県 及 び 他 の 水 道 事 業 体 へ の 応 援 要 請

(3) 施 設 事 故

- ア レベル 3 ・ 4 : 緊 急 支 援 職 員 へ の 応 援 要 請
- イ レベル 5 以 上 : 群 馬 県 及 び 他 の 水 道 事 業 体 へ の 応 援 要 請

(4) 管 路 事 故

- ア レベル 3 ・ 4 : 緊 急 支 援 職 員 へ の 応 援 要 請
- イ レベル 5 以 上 : 群 馬 県 及 び 他 の 水 道 事 業 体 へ の 応 援 要 請

(5) テ ロ

- ア 群 馬 県 、 群 馬 県 警 察 に 状 況 報 告
- イ 群 馬 県 警 察 、 利 根 沼 田 広 域 消 防 本 部 ・ 署 に 応 援 要 請
- ウ 群 馬 県 及 び 他 の 水 道 事 業 体 へ の 応 援 要 請

(6) 濁 水

- ア レベル 3 ・ 4 : 緊 急 支 援 職 員 へ の 応 援 要 請
- イ レベル 5 以 上 : 群 馬 県 及 び 他 の 水 道 事 業 体 へ の 応 援 要 請

(7) 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等

沼 田 市 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 行 動 計 画 (以 下 「 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 行 動 計 画 」 と い う 。) に 基 づ いて 対 策 す る 。 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 行 動 計 画 に お いて 定 め の な い 事 項 に つ い て は 、 群 馬 県 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 行 動 計 画 に 基 づ き 対 策 す る 。

8 関 係 機 関 協 力 体 制

(1) 市 町 村 間 で の 相 互 応 援 協 定 等

- ア 緊 急 支 援 職 員
- イ 群 馬 県 水 道 災 害 相 互 応 援 協 定
- ウ 日 本 水 道 協 会 群 馬 県 支 部 を 通 じ た 応 援 要 請 災 害 医 療 機 関

9 資料

(1) 優先給水

断水地区の医療機関、学校、要配慮者利用施設等を優先して給水する。

ア 災害医療機関

災害拠点病院 (沼田地域)	(独)国立病院機構沼田病院、利根中央病院
救急告示病院 (沼田地域)	内田病院、沼田脳神経外科循環器科病院、群馬パース病院

※ 沼田市地域防災計画 第3章地震災害応急対策計画 第5節救助・救急及び医療活動

イ 災害応急施設

指定緊急避難場所	沼田女子高等学校、沼田公園、沼田小学校、沼田北小学校、沼田東小学校、沼田中学校ほか
指定避難所	沼田女子高等学校、沼田小学校、市立図書館、沼田北小学校、利根沼田文化会館ほか
福祉避難所	障害者生活支援センターは一もに一、沼田市保健福祉センターほか
要配慮者利用施設	特別養護老人ホームききょうの里、特別養護老人ホームまごころほか

※ 沼田市地域防災計画 第9章資料編第4災害応急施設関係

ウ 給水量の基準

項目	経過日数			
	発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～
目標応急給水量	3リットル ／人・日	20リットル ／人・日	100リットル ／人・日	250リットル ／人・日
用途	生命維持に必要な飲料水	調理・洗面など最低生活に必要な水	調理・洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水

※ 沼田市地域防災計画第3章地震災害応急対策計画 第8節食料・飲料水・生活必需品等の調達、供給活動

(2) 沼田市の水道事業

- ア 沼田市上水道
 - イ 沼田地区簡易水道 (17 簡水)
 - ウ 白沢簡易水道
 - エ 利根地区簡易水道 (7 簡水)
 - オ 沼田地区小水道 (4 小水)
- 合計 30 事業

(3) 応急給水車両の能力

- ア 浄水場にある給水タンクは1.5t×2基、1.0t×2基
 - イ 運搬車両はアームロール2t車×1台、ダンプトラック2t車×1台
- 【1戸約20ℓ (6ℓ袋×3ヶ or 10ℓ袋×2ヶ) を給水した場合

1.5t タンク＝約 750 戸、1.0t タンク＝約 500 戸が一度で対応可能】

(4) 災害への対応

ア 共通事項

服装・装備

- ① 2次災害を防ぐ観点から、1班最低2名以上の体制とする。
- ② ヘルメット、手袋、安全靴または長靴を着用する。
- ③ 懐中電灯、メジャー、携帯電話、メモ帳等を持参する。

イ 施設別の優先順位

水道施設はどれも重要施設であるが、優先度の高い施設ほど影響が大きく、かつ復旧に時間を要する。また、管路については機械設備や躯体と比べ復旧が容易であるため、各施設とは分離して優先順位を検討した。

【取水・導水施設＞浄水施設＞送・配水施設＞（導・送・配水）管路施設＞給水施設】

ウ 取水施設の被災

取水施設の被災は断水の影響範囲が広く、かつ長期化する恐れがあり、代替水源の確保も難しい。また、水源種別や被災状況により復旧時間が様々であるため、臨機応変な対応が求められる。

(ア) 水源種別による被害予想

① 井戸水

想定される被害	期 間	対 応 策
濁 水	数日～数週間	強制排水
渴 水	——	代替水源の確保
ポンプ故障	数ヶ月	予備ポンプの確保
制御装置故障	数日～数ヶ月	部品交換・代替通信の確保

② 湧水

想定される被害	期 間	対 応 策
濁 水	数日～数週間	強制排水・取水停止
渴 水	——	代替水源の確保
施設の破損	数週間	耐震補強・施設更新

③ 表流水

想定される被害	期 間	対 応 策
濁 水	数日～数週間	強制排水・取水停止
みず道の変化	数日	浚渫
施設の破損	数ヶ月	耐震化・施設更新

エ 導水・送水施設（管路施設を除く）の被災

導水・送水施設の被災は、浄水場の能力や配水池の容量により変わるが、影響範囲が広く復旧に時間がかかる。

想定される被害	期 間	対応策
破損（小）	数日	破損箇所の補修、部品交換
破損（大）	数ヶ月	代替品の確保

オ 浄水施設の被災

塩素消毒のみの浄水施設を除き、浄水施設の被災は取水施設同様断水の影響範囲も広く、かつ長期化する恐れがあり、代替施設の確保も難しい。小規模から中規模程度の施設ならば移動式浄水施設（モバイルシンフォントタンク等）のリースやメーカーとの災害協定等の対処が有効である。

一方、大規模施設の場合は、施設全体が災害に強いことが求められるため、施設更新や耐震化を進める必要がある。

想定される被害	期 間	対応策
施設の破損	1～6ヶ月	耐震化・施設更新
機器の破損	数週間～	代替品の手配・メーカーとの協定

※世界的なコロナの蔓延・半導体不足の影響で水道関連機器の納期が大幅に遅延している。

カ 配水施設の被災

配水施設（配水池）の被災は復旧に時間がかかることが予想される。配水池が使用不能となった場合、小規模ならば緊急で受水槽等を設置するなどの措置が有効。基本的な対策は、浄水施設と同様に施設更新や耐震化を進める必要がある。また、配水施設の管路については、導・送水施設と同様。

想定される被害	期 間	対応策
施設の破損	1～6ヶ月	耐震化・施設更新
機器の破損	数週間～	代替品の手配・メーカーとの協定

※世界的なコロナの蔓延・半導体不足の影響で水道関連機器の納期が大幅に遅延している。

キ 管路施設の被災

管路施設の被災は材料があれば比較的容易に復旧できる。通水時に排泥作業を徹底するなど、濁水対応が必要。計画的に管路更新を行う必要がある。

想定される被害	期 間	対応策
管の一部破損	数日	漏水修理
管の破損	数ヶ月	仮設配管・耐震管での布設替え工事

ク 給水施設の被災

給水施設の被災は、影響範囲が限定されかつ復旧も比較的容易なため、給水車や給水ポリ袋等の配給が有効。給水手引きの見直しにより、耐震性能を有する給水装置の普及が必要。

ケ その他の施設の被災

- (ア) 空気弁、減圧弁、消火栓等は副弁等により一時的に機能を止めてから復旧できる。
- (イ) 水管橋の被災は、特殊な構造・製品のため復旧に時間を要す。
- (ウ) 排水施設の被災は、断水には直接影響しないが二次災害などの原因となる恐れがある。

※分類上は上記の施設に含まれるものの、特殊なため別立てした。

(5) 規模別の対応

ア

(ア) 小規模災害

【初期対応】

- ・被災の状態を確認し、復旧方法や応急措置及び給水体制を検討する。
指示統括 1名
現地調査 被災状況調査1班、配水池等容量確認 1班
応援給水 給水車(1.5)1班、ポリ袋(影響戸数×2枚程度)
広報対応 1班

【中長期対応】

- ・災害復旧までの間の給水体制を確立。節水協力の依頼、業者委託による応援給水など。
- ・施設の被災状況に応じて、仮設や復旧計画を立てる。
- ・施設の更新、耐震化の検討を進める。

(イ) 中規模災害

【初期対応】

- ・被災の状況を確認し、復旧方法及び応急措置並びに給水体制を検討する。
指示統括 1名
現地調査 被災状況調査1～3班、配水池容量確認 1～2班
応援給水 給水車(1.5t)1班、ポリ袋(影響戸数×2枚程度)
リース車(1.0t)2班
広報対応 1～2班
※ 職員の不足が予想されるため、電話対応などに他課へ応援を要請する。

【中長期対応】

- ・災害復旧までの間の給水体制を確立。節水協力の依頼、業者委託による応援給水など。
- ・必要に応じ他の事業者への応援を依頼。
- ・施設の被災状況に応じて、仮設や復旧計画を立てる。
- ・施設の更新、耐震化の検討を進める。

(ウ) 大規模災害

【初期対応】

- ・被災の状態を確認し、復旧方法や応急措置及び給水体制を検討する。
指示統括 1名、補佐 1名
現地調査 被災状況調査1～5班
応援給水 他事業者等へ応援給水を要請
広報対応 1～2班
※ 職員の不足が予想されるため、電話対応などは部署別では無く一括で対応する等の必要がある。

【中長期対応】

- ・災害復旧までの間の給水体制を確立。節水協力の依頼、業者委託による応援給水など。
- ・他の事業者への応援を依頼。
- ・施設の被災状況に応じて、仮設や復旧計画(更新計画)を立てる。
- ・災害派遣を要請する。